越知町住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、次の各号のいずれかに該当する者に対し、予算の範囲内において交付する越知町住宅用太陽光発電設備等導入補助金（以下「補助金」という。）について、越知町補助金交付規則（平成２５年越知町規則第１９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（1）　新たに住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）及び蓄電池設備等を設置する者。

（２）　既に発電システムを設置している者であって、新たに蓄電池設備等を設置する者。

（３）　既に蓄電池設備等を設置している者であって、新たに発電システムを設置する者。

（補助対象経費）

第２条　補助金の交付の対象となる発電システム及び蓄電池設備等の経費は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　発電システムに係る要件

ア　住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの

イ　太陽電池モジュールについては、一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの又はそれに準じた性能認証及び安全性認証を受けているもの

ウ　性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの

エ　新設する未使用品であるもの

オ　補助金の交付決定日以降に着工するもの

カ　その他設置に関して法令等に適合しているもの

（２）　蓄電池設備に係る要件

ア　発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの

イ　日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電池容量の合計が１ｋＷｈ以上であるもの

ウ　新設する未使用品であるもの

エ　補助金の交付決定日以降に着工するもの

オ　その他設置に関して法令等に適合しているもの

（３）　Ｖ２Ｈ充放電設備に係る要件

ア　一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「次世代自動車振興センター」という。）が行うＶ２Ｈ充放電設備補助金の補助対象設備であるもの

イ　新設する未使用品であるもの

ウ　補助金の交付決定日以降に着工するもの

エ　その他設置に関して法令等に適合しているもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

（１）　自らが居住している町内の住宅（件用住宅を含む。以下同じ。）又は町内に居住を予定し、新築し又は改築する住宅に発電システム及び蓄電池設備等を設置する個人であること。

（２）　電力事業者と電力受給契約を締結していること。

（３）　県税及び町税等を滞納していないこと。

（４）　別表第１に掲げる高知県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（５）　越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成２５年越知町規則第１８号）第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者でないこと。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、次に掲げる額の合計額以内の額（蓄電池設備又はV２H充放電設備はどちらか一方のみを利用できるものとする。）とする。

（１）　発電システムは、設備容量（発電システムを構成する太陽電池モジュール（太陽光パネル）のＪＩＳなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をｋｗ単位で小数点第３位までを切り捨てた値）に４万円を乗じて得た額（千円未満を切り捨てる。）以内とし、上限を１件当たり２０万円とする。

（２）　蓄電池設備は、定置用蓄電池とし、その容量（単位は、ｋＷｈとし、小数点第３位までを切り捨てる。）に４万円を乗じて得た額（千円未満を切り捨てる。）以内とし、上限を１件当たりその額が４０万円とする。

（３）　Ｖ２Ｈ充放電設備は、次世代自動車振興センターが行うＶ２Ｈ充放電設備補助金における銘柄ごとの補助金交付上限額に０．４を乗じて得た額と、当該設備の購入費（税抜）に０．２を乗じて得た額の、いずれか少ない方を補助金の額（千円未満を切り捨てる。）とし、上限を１件当たり３０万円とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、発電システム及び蓄電池設備等に係る設置工事の着工前に、交付申請書を町長に提出しなければならない。

２　前項に規定する交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　経費の内訳が明記されている見積書の写し

（２）　発電システム及び蓄電池設備等を設置しようとする住宅の位置図

（３）　工事着工前の現況写真

（４）　自己所有でない住宅に居住する者が、当該住宅に発電システム及び蓄電池設備等を設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書

（５）　モジュール配置図の写し

（６）　蓄電池設備等の仕様書の写し

（７）　その他町長が必要と認める書類

３　交付の申請に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　町長は、交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、交付決定通知書により通知する。

（計画変更の承認）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した補助事業の内容について、別表第２に該当する計画変更をしようとする場合は、あらかじめ変更届を町長に提出しなければならない。

２　町長は、変更届を受理した場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、計画変更承認決定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業完了後１月以内又は当該年度に属する１月３１日のいずれか早い日までに、実績報告書を町長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　住民票の写し

（２）　発電システム及び蓄電池設備等の設置状況が確認できる写真（太陽電池モジュール及び蓄電池設備等の設置状況、インバータ、接続箱等の写真）

（３）　太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表（製造業者が発行したものがない場合は、販売業者等が任意様式で作成した対象設備の出力対比表及び製造番号表（型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある同梱のものに限る。））の写し

（４）　発電システム及び蓄電池設備等の設置に係る領収書の写し

（５）　電力会社と締結した電力受給契約の内容が確認できる書類の写し

（６）　施工業者の竣工検査の試験記録書の写し

（７）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第９条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第１０条　前条の規定による補助金の確定を受けた補助事業者は、請求書を町長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第１１条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理をするとともに、補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整理し、事業完了後５年間保管しておかなければならない。

（処分の承認）

第１２条　補助事業者は、発電システム及び蓄電池設備等の法定耐用年数の期間内において、当該発電システム及び蓄電池設備等を処分しようとするときは、あらかじめ補助金事業により取得した財産の処分に関する承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定により町の承認を得て財産を処分した際に収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を町に納付しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第１３条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　第８条に規定する実績報告をする日において、町の住民基本台帳に登録されていないとき。

（２）　不正の手段により補助金を受けたとき。

（３）　補助金の交付条件に違反したとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第１４条　町長は、前条に規定する補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により返還を命じられたときは、町長が命じた日の翌日から３０日以内に当該補助金を返還しなければならない。

（協力）

第１５条　町長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

　附　則（令和７年５月１日告示第４５号）

この要綱は、令和７年５月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |
| --- |
| １　中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金 |
| ２　農業改良資金貸付金償還金 |
| ３　林業・木材産業改善資金貸付金償還金 |
| ４　沿岸漁業改善資金貸付金償還金 |

別表第２（第７条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| １　補助金額の増減 | 設備の変更等により、補助金の交付決定額に対して増額又は３０％を超える減額がある場合 |
| ２　補助申請の中止又は廃止 | 補助事業を中止し、又は廃止する場合 |
| ３　事業期間の変更 | 補助事業の完了日を延期する場合 |
| ４　その他 | その他特に報告する必要があると町長が認めた場合 |